



鳥取県公報

平成17年4月1日(金)
第7674号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県私立学校審議会の委員の定数 (278) (教育・学術振興課) 1
	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及 び処分通知等 (279) (行政経営推進課) 1
	生活保護法による医療機関の指定 (280) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (281) (〃) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (282) (耕地課) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (283) (会計管理室) 3
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (20) 3
教委告示	連携科目等の指定等 (8) (高等学校課) 4
内水面漁 管委告示	平成17年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量 (1) 5
	コイの持ち出し等の禁止等に関する指示 (2) 5
	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (3) 6
公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 6
調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (病院局総務課) 7

告 示

鳥取県告示第278号

私立学校法 (昭和24年法律第270号) 第10条第1項の規定に基づき、鳥取県私立学校審議会の委員の定数を12人とし、昭和51年鳥取県告示第473号 (鳥取県私立学校審議会の委員の定数について) は、廃止する。

平成17年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第279号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成16年鳥取県規則第73号) 第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成17年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）	第13条第1項	個人情報の開示請求	平成17年4月4日
	第22条第1項	個人情報の訂正請求	〃
	第24条の4第1項	個人情報の利用停止請求	〃
	第28条第1項	個人情報の是正の申出	〃
鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）	第6条第1項	公文書の開示請求	〃
	第16条	公文書の開示の申出	〃
鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）	第8条第3項	県税の減免の申請（法人等の県民税に係るものに限る。）	〃
	第137条	自動車税の課税免除の申請	〃

鳥取県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人寿耕会西部診療所	米子市大篠津町4694	平成17年3月1日
井田レディースクリニック	米子市東町228	〃
大村薬局松並店	鳥取市松並町一丁目164 - 3	〃

鳥取県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
フジタ診療所	米子市大篠津町4694	平成17年2月28日
井田レディースクリニック	米子市東町228	〃
大村薬局松並店	鳥取市松並町一丁目393 - 2	〃

鳥取県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成17年3月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

略

3及び4 略

略

3及び4 略

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第8号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月1日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称並びに連携科目等の指定及び指定の解除の内容

(1) 学校法人鶏鳴学園専修学校あすなる予備校

ア 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
国際ビジネス	国際ビジネス

イ 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
文書処理	文書処理
国際経済	国際経済

(2) 若葉学習会専修学校

ア 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
経済活動と法	経済活動と法

イ 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
流通経済	流通経済
会計	会計

2 指定及び指定の解除をした年月日

平成17年3月31日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が、平成17年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成17年4月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

第5種共同漁業権者			増 殖 目 標 量										
免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	種苗の放流					産卵床の造成			ぼら及びせいごの稚魚のそ上支援のための障害物の除去(回)		
			あ ゆ (千尾)	溪流魚 (千尾)	こ い (千尾)	ふ な (千尾)	う なぎ (千尾)	わかさぎ (千粒)	わかさぎ (平方メートル)	しらうお (平方メートル)		え び (平方メートル)	
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	1,150	183									
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	160	65									
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	1,500	170			1.6						
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池			40	70	2.5	80,000	300	600	2,000		6
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池				60	3		5,000	2,000	2,000		1

注 溪流魚は、やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますを含む。)及びにじますのことをいう。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイの持ち出し等について次のとおり指示する。

平成17年4月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

1 指示内容

(1) コイの持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共水面及びこれと接続一体をなす水面で鳥取県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が指定する範囲(以下「当該水域」という。)

から、コイを持ち出し、及び当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年4月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続するすべての用水路並びに伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続するすべての用水路
- (2) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流
- (3) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川及び水貫川と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (4) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路並びにそれに接続するすべての用水路

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成17年4月1日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目)
濱 崎 道 弘	鳥取市末広温泉町	
佐 竹 正 善	鳥取市南吉方	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
平 井 與 晟	鳥取市末広温泉町	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
津和野 敬	倉吉市新町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち、明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目)
小 谷 次 雄	倉吉市東仲町	
市 場 正	倉吉市宮川町	
砂 原 丸 美	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち、上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋)
古 田 修	米子市東町	米子駅前地区 (米子市のうち、明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町)
西 村 正 文	米子市茶町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち、朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町)
吉 良 信 男	米子市尾高町	
田 部 五 十 鈴	米子市朝日町	
長谷川 完	米子市角盤町	
武 田 幸 治	米子市上福原	皆生地区 (米子市のうち、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目)
吉 村 聰 衛	米子市上福原	
竹 本 勲	米子市上福原	

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年4月1日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 業務の内容

- (1) 業 務 名 鳥取県立中央病院総合医療情報システム構築業務
- (2) 実施場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(3) 業務内容

本件業務は、鳥取県立中央病院における診療に係る各種情報を電子的に記録・保存し、その情報を必要に応じて院内の各部署で閲覧することにより日々の業務の効率化・円滑化に資するシステム（以下「総合医療情報システム」という。）を構築し、必要な機器及び設備を納入するものである。

なお、選定された者は、次の業務を行うものとする。

ア 総合医療情報システムの基本設計及び詳細設計並びにプログラムの開発

イ 総合医療情報システムの稼働に必要な機器の納入及び設置並びに通信設備の設計及び施工

ウ 総合医療情報システムの運用マニュアルの作成

エ 利用者及び管理者への研修を含む本格運用までの一切の技術的支援

(4) 履行期間 契約の日から平成18年3月24日まで

(5) 予 算 額 546,000千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成17年4月1日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成17年4月1日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。なお、当該入札参加区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の審査の書類申請を平成17年4月22日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

オ 過去4年間に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床300床以上の病院から総合医療情報システムの構築に係る業務（以下「同種業務」という。）を受注し、完遂した実績を有していること。

カ 本件企画提案に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が2の(1)のアからエまでの全てに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が2の(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件企画提案において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者は、参加表明書を提出した者の中から、同種業務の実績を審査して、鳥取県営病院事業管理者が選定する。

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で組織する鳥取県立中央病院総合医療情報システム構築企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の事項等について行う。

- (1) システム全体の構成、配置計画及び既存システムとの連携に関する考え方
- (2) システム導入による診療・日常業務の効率化及び現行業務改善の効果
- (3) 安定性、堅牢性、応答性及び操作性に関する考え方
- (4) システムの陳腐化対策及び長期使用性に関する考え方
- (5) 導入コスト及び維持管理コストの縮減に関する考え方

5 最優秀提案者の選定

評価委員会の評価結果に同種業務の実績を加えた総合得点で最も高得点を獲得した者を、最優秀提案者として鳥取県営病院事業管理者が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、総合得点順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課（鳥取県庁議会棟3階）

電話 0857 - 26 - 7207

電子メールアドレス byouinsoumu@pref.tottori.jp

- (2) 企画提案書作成要領等の交付

参加表明書及び企画提案書等に係る作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）その他の資料は、平成17年4月1日（金）から同月11日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/byouinsoumu>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年4月1日（金）から同月11日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出期間及び時間

(2)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成17年4月11日（月）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出期限

平成17年5月11日（水）午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

企画提案書等作成要領その他の資料に基づき、企画提案書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成17年5月11日（水）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

- (5) 質問の受付

ア 提出期間

(2)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課 (鳥取県立中央病院 2階)

電話 0857 - 26 - 2271 内線 2212

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products:

1 Set of Integrated Hospital Information System for the development of public works management

(2) May 11,2005 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) For further inquiries please contact:

Property Management Division,Administration Department,Tottori Prefectural Central Hospital 730 Edu,Tottori-shi,Tottori 680 - 0901 Japan TEL:0857-26-2271 ex.2212